

板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の策定について

1 「一般廃棄物処理基本計画（第四次）」の策定経緯

「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「一廃計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、国の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえて、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であると定められている。

「一廃計画（第三次）」は、平成24年度から33年度までの計画で、平成28年度は策定から5年を経過しているため、「ごみ処理基本計画策定指針」によれば、改定作業を実施する年度であった。

しかし、平成28年度より「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の区内全集積所での回収や、不燃ごみの資源化の試行、食品用トレイ及びプラスチック製ボトル容器のモデル回収等、新たな施策を開始し、これらのデータを「一廃計画(第四次)」に反映させることが必要となるため、改定作業を平成29年度から実施することとした。

なお、計画期間は、先に策定された板橋区基本構想、板橋区基本計画2025及び環境面から具体化した板橋区環境基本計画2025等と整合を図るため、平成30年度から平成37年度までの8年間とし、今後、資源環境審議会等で計画策定に向け検討していく。

2 主要な策定内容

「一廃計画（第三次）」は、「廃プラスチックの取り扱い」「家庭ごみの有料化」「新たにごみ減量施策の検討・推進」を主要課題としてとらえ、平成33年度における総排出量の削減率、ごみ減量率及びリサイクル率の数値目標を設定した。新たな計画策定にあたっては、数値目標の見直しを検討するとともに、廃掃法の改正に伴う災害廃棄物処理計画の策定や「水銀に関する水俣条約」などへの対応を始め、必要な課題について検討を行う。

(1) さらなるごみ減量施策の検討・リサイクルの推進

資源回収品目拡大の検討（トレイ・ボトル回収の拡大等）を行うとともに、食品ロス対策等のごみ減量に向けた取組みを強化する。

(2) 適正処理の推進

水銀含有廃棄物や事業系廃棄物の適正処理、資源物の持ち去り対策等を推進し、廃棄物の適正処理及び資源化の推進に向けた取組みを強化する。さらに、災害廃棄物処理計画策定に向けた取組みを検討する。

(3) その他

上記のほか、「一廃計画（第四次）」に必要な課題の検討を行う。

3 「一廃計画（第三次）」における数値目標及び評価

(1) 数値目標(%)

	平成 27 年度目標	平成 27 年度実績	平成 33 年度目標
総排出量の削減率 (平成 16 年度比)	17.1%	14.5%	23.8%
ごみ減量率 (平成 16 年度比)	23.9%	14.1%	32.6%
リサイクル率	25.0%	17.7%	28.0%

リサイクル率(平成 27 年度目標)は、トレイ・ボトル類及び雑がみの集積所収集を開始していることを前提としてリサイクル率 25%を掲げていたが、それらの施策がまだ実現できていないため、17.7%に留まっている。

(2) 数値目標(絶対値)

	平成 27 年度目標	平成 27 年度実績	平成 33 年度目標
総排出量(t)	163,861	169,077	150,527
ごみ量(t)	124,323	140,403	110,262
人口(人)	534,797	549,571	532,257

ごみ量については、人口や景気の影響が大きい。「一廃計画（第三次）」の平成 27 年度人口予測では、実績に比べ 1 万 5 千人程度少なく予測していたこともあり、ごみ量の目標値に達することができなかった。

4 板橋区資源環境審議会への諮問

「一廃計画（第四次）」の策定作業を平成 29 年度から実施するために、平成 29 年 3 月中旬以降に開催される板橋区資源環境審議会に諮問する。

5 策定スケジュール

年度	平成28年度				平成29年度												
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
資源環境審議会				● 諮問								● 中間のまとめ			● 最終答申案		● 答申
清掃・リサイクル部会						●	●	●	●				●	●			
エコポリス板橋推進本部		10日							●						●	●	
エコポリス板橋推進本部幹事会	19日								●				●			●	
パブリックコメント													● 素案				